

令和2年分のマル扶はココに注意

所得税や住民税の改正に伴い、令和2年分からサラリーマンが提出する扶養控除等申告書（以下、マル扶）が変わります。どう変わるのか、確認しましょう。

令和2年分では、住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が新設されました。また、見た目は変わりませんが、下表のとおり、要件が改正されています。改正の詳細は次ページをご参照ください。

マル扶での記載区分等	所得控除名	変更内容	
A 源泉控除対象配偶者	—	・「配偶者」の要件（合計所得金額）の改正	85万円以下 → 95万円以下
B 控除対象扶養親族	扶養控除	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下 → 48万円以下
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者控除	・「扶養親族」と「同一生計配偶者」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下 → 48万円以下
	寡婦控除	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下 → 48万円以下
	寡夫控除	・「生計を一にする子」の要件（総所得金額等）の改正	
	勤労学生	・申告者本人の要件（合計所得金額）の改正	65万円以下 → 75万円以下
16歳未満の扶養親族	—	・「扶養親族」の要件（合計所得金額）の改正	38万円以下 → 48万円以下

＜令和2年分のマル扶＞ ※色をつけた箇所が改正の影響がある部分です。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 年 月 日	
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	配偶者の氏名	世帯主の氏名	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合は、○印を付してください。
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	
主たる給与から控除を受ける	A 源泉控除対象配偶者(注1)				95万円以下		
	B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以後生)	1		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載について」の「2」にお読みください。) 異動月日及び事由
		2		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円	
		3		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円	
4			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円		
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 () 特別障害者 () 同居特別障害者 ()	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注2)	<input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生				

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和2年分の所得の見積額が900万円以下の人に限り)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、令和2年分の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、令和2年分の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月日及び事由
					氏名	あなたの続柄
					住所又は居所	

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	1					円
	2					円
	3					円

単身児童扶養者	<input type="checkbox"/> 該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号	生計を一にする 児童の氏名	左記の児童の 所得の見積額	異動月日 及び事由
---------	---	-----------------	------------------	------------------	--------------

扶

給与の支払者等用印

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者及び扶養親族に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

1. 所得税の改正の影響

(1) 所得金額要件の改正

平成30年度税制改正により、所得税の基礎控除額が10万円引上げられました。この改正に伴い、各種所得控除等を適用するための所得金額要件の上限も10万円引上げられています。マル扶の記載に影響がある部分は、前ページにある表のとおりです。

(2) 給与所得控除額、公的年金等控除額の改正

上記(1)のとおり、所得金額要件の上限が10万円引上げられたものの、所得金額を計算する上での収入が、給与等のみ又は公的年金等のみの場合は、実質これまでと変わりません。それは、給与所得又は雑所得の金額を計算する上での控除額が、改正により原則として10万円引下げられたからです。給与等又は公的年金等の収入のみとした場合の、収入金額に応じた所得金額は、右表のとおりです。

なお、1点注意しなければならないのが、寡婦（寡夫）控除における申告者本人の合計所得金額要件です。この要件に改正はありません。そのため、給与所得控除額の引下げのみ影響を受け、給与等の収入のみとした場合の収入の上限が6,888,889円から6,777,778円に下がります。

【給与等又は公的年金等の収入のみに対する所得金額】

給与等の収入金額	所得金額
1,030,000円	480,000円
1,500,000円	950,000円
6,777,778円	5,000,000円

年齢	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,080,000円	480,000円
	1,633,334円	950,000円
65歳以上	1,580,000円	480,000円
	2,050,000円	950,000円

(3) 所得金額調整控除の創設

源泉控除対象配偶者は、所得の見積額が900万円以下の申告者と生計を一にする一定の配偶者です。この900万円に変更はありませんが、収入が給与等のみであった場合は、改正により新設された『所得金額調整控除』の適用を受けるか否かによって、所得金額900万円に対する収入金額が右表のように異なります。

【所得金額900万円に対する給与等の収入金額】

所得金額調整	受ける	1,110万円
控除 [※] の適用	受けない	1,095万円

- (※) 所得金額調整控除の適用対象者
その年の給与等の収入金額が850万円超の者で、次のいずれかに該当する者
- ① 申告者本人が特別障害者に該当する
 - ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
 - ④ 特別障害者である扶養親族を有する

2. 住民税に関する事項

住民税に関する事項は、次の2点の改正によるものです。

16歳未満の扶養親族	上記1.(1)の改正に紐付き、所得金額の要件は48万円以下に引上げ
単身児童扶養者	個人住民税の非課税措置の対象者に『単身児童扶養者 [※] 』が含まれた改正により、記載欄が新設 (※) 単身児童扶養者とは、児童扶養手当の受給者である一定の未婚（事実婚を除く）の父母

配偶者や子らがパートやアルバイト収入のみ、あるいは公的年金等のみであれば、実質変動はありません。なお、給与受給者にひとり親がいる場合は、単身児童扶養者の確認を案内しましょう。